

愛媛県消費者被害防止見守り推進ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 高齢者・障がい者など消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の見守り等について、県内の関係機関・団体等が連携し、市町における高齢者等の見守りネットワークの構築及び取組みを支援するとともに、情報共有や協議等を行い、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的に、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づく「消費者安全確保地域協議会」として、「愛媛県消費者被害防止見守り推進ネットワーク」（以下「見守りネット」という。）を設置する。

(構成機関)

第2条 見守りネットは、別表に掲げる関係機関・団体等（以下「構成機関」という。）で構成する。

2 見守りネットの目的に賛同する機関・団体等を構成機関に加えることができる。

(活動内容)

第3条 見守りネットは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 市町における消費者安全確保地域協議会の構築や取組みに対する支援に関すること
- (2) 高齢者等の消費者被害防止や見守り活動等に関する情報の収集、共有や協議
- (3) 構成機関が行う消費者教育・啓発活動の支援に関すること
- (4) その他、消費者被害防止のために必要と認められること

(座長)

第4条 見守りネットに座長を置く。

2 座長は、愛媛県県民環境部県民生活局長をもって充てる。

(会議の開催)

第5条 会議は、座長が招集し、議長となる。

2 会議は、議題に応じて、構成機関の一部を招集して開催することができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 見守りネットの事務局は、愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課に置く。

(秘密保持義務)

第7条 見守りネットの構成機関、事務に従事する者又は従事していた者は、見守りネットの事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、見守りネットの運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

愛媛県消費者被害防止見守り推進ネットワーク構成機関

	機関名
1	公益財団法人愛媛県老人クラブ連合会
2	公益社団法人愛媛県防犯協会連合会
3	愛媛県連合婦人会
4	愛媛県生活協同組合連合会
5	特定非営利活動法人えひめ消費者ネット
6	えひめ消費生活センター友の会
7	愛媛県外国人技能実習生受入組合協議会（愛媛県中小企業団体中央会）
8	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
9	愛媛県民生児童委員協議会
10	愛媛県ホームヘルパー協議会
11	愛媛県障害者連絡協議会
12	一般社団法人愛媛県社会福祉士会
13	一般社団法人愛媛県銀行協会
14	愛媛県信用農業協同組合連合会
15	愛媛県信用金庫協会
16	日本郵便株式会社四国支社
17	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
18	株式会社ファミリーマート
19	株式会社ローソン
20	愛媛弁護士会
21	愛媛県司法書士会
22	愛媛県警察本部生活安全企画課
23	県内市町消費者安全確保地域協議会
24	愛媛県県民環境部県民生活課（各地方局地域産業振興部総務県民課）
25	〃 消費生活センター
26	〃 保健福祉部障がい福祉課
27	〃 保健福祉部長寿介護課
28	愛媛県教育委員会社会教育課